

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

事件等		報酬の 種類	報酬の額	備考
法律 相談	1 法律相談	初回市 民法律 相談料	30分ごとに5000円	初回法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くもの
		一般法 律相談 料	30分ごとに5000円以上2万5000円以下	一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談
	2 書 面 による 鑑定	鑑定料	一鑑定事項につき10万円以上30万円以下	事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ定める
民 事 事 件	1 訴訟事 件、非訟事 件、家事審判 事件、労働審 判事件、行政 審判等事件及 び仲裁事件	着手金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円 以下の場合 5%+9万円 3000万円を超え3億円以 下の場合 3%+69万円 3億円を超える場合 2%+369万円	着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、10万円を限度に増額することができる。
			報酬金 経済的利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3000万円 以下の場合 10%+18万円 3000万円を超え3億円以 下の場合 6%+138万円 3億円を超える場合 4%+738万円	
	2 調停事件及 び示談交渉事 件	着手金 及び報 酬金	1を準用する。ただし、その3分の2に減額することができる。	示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、1により算定された額の2分の1。 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5により算定された額の2分の1。 経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、10万円を限度に増額することができる。
	3 契約締結交渉	着手金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円 以下の場合 1%+3万 3000万円を3億円以下の 場合 0.5%+18万 3億円を超える場合 0.3%+78万	着手金は、5万円を最低額とする。 次の場合、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。
			報酬金 経済的利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円 以下の場合 2%+6万 3000万円を3億円以下の 場合 1%+36万 3億円を超える場合 0.6%+156万	
	4 督促手続事件	着手金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円 以下の場合 1%+3万 3000万円を超え3億円以 下の場合 0.5%+18万 3億円を超える場合 0.3%+78万	着手金は、5万円を最低額とする。 着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、1又は5により算定された額と左記により算定された額との差額とする。

		報酬金	1又は5の規定により算定された額の2分の1。 ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。		金銭等の回収のため民事執行事件を受任するときは、督促手続事件の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として、1により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。
5 手形、小切手訴訟事件	着手金	経済的利益の額が			着手金は、5万円を最低額とする。 着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 通常訴訟に移行したときの着手金は、1により算定された額と左記により算定された額との差額とし、その報酬金は、1を準用する。
		300万円以下の場合	4%		
		300万円を超え3000万円以下の場合	2.5%+4万5千		
		3000万円を超え3億円以下の場合	1.5%+34万5千		
		3億円を超える場合	1%+184万5千		
	報酬金	経済的利益の額が			
		300万円以下の場合	8%		
		300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万		
		3000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万		
		3億円を超える場合	2%+369万		
6 離婚事件		離婚事件の内容			離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、離婚調停事件の着手金の額の2分の1
	着手金	離婚調停事件又は離婚交渉事件	20万円以上50万円以下		
	報酬金	”	20万円以上50万円以下		離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1。
	着手金	離婚訴訟事件	30万円以上60万円以下		
	報酬金	”	30万円以上60万円以下		財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、1又は2の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算する
7 境界に関する事件	着手金及び報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下			境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟、調停、示談交渉をいう 着手金及び報酬金は、1により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、1による。 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、それぞれ3分の2に減額することができる。 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、左記により算定された額のそれぞれ2分の1 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、左記により算定された額の、それぞれ2分の1
8 借地非訟事件	着手金	借地権の額が			借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、左記により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、左記による額の2分の1。
		5000万円以下の場合	20万円以上50万円以下		
		5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額		

民事事件		報酬金	申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、1により算定された額 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、1により算定された額		借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、左記による額の2分の1とする。
	9 保全命令申立事件等	着手金	1により算定された額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1により算定された額の3分の2		本案事件と併せて受任したときでも本案事件と別に受けることができる。
		報酬金	事件が重大又は複雑なときは、1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したときは、1の報酬金に準じて受けることができる。		保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、10を準用する。 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。
	10 民事執行事件等		執行事件の内容		本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は5万円を最低限度とする
		着手金	民事執行事件	1の2分の1	
		報酬金		1の4分の1	
		着手金	執行停止事件	1の2分の1	
民事事件	11 倒産整理事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模等に応じて定め、それぞれ次の額とする。 (1) 事業者の自己破産事件 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産事件 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産事件 50万円以上 (4) 会社整理事件 100万円以上 (5) 特別清算事件 100万円以上 (6) 会社更生事件 200万円以上		ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金は、左記の2分の1。この場合の報酬金については左記のとおりとする。
		報酬金	(1)(2)は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受けることができる。 (3)～(6)の報酬金は、1を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。		
	12 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模等に応じて定め、それぞれ次の額とする。		ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

		(1) 事業者の民事再生事件 100万円以上 (2) 非事業者の民事再生事件 30万円以上 (3) 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 20万円以上	民事再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、左記により算定された額の2分の1。この場合の報酬金は、左記の通りとする。
	報酬金	依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。 報酬金は、1を準用する。 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができる。	経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する
民事事件	13 任意整理事件	着手金 資本金、資産、負債額、関係人の準等事件の規模に応じ、それぞれ次の額とする (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上	債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、1を準用する。 裁判上の手続を要したときは、1により算定された報酬金を受けることができる。
	報酬金	弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき 500万円以下の場合 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 10%+25万 1000万円を超え5000万円以下の場合 8%+45万 5000万円を超え1億円以下の場合 6%+145万 1億円を超える場合 5%+245万 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資につき 5000万円以下の場合 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 2%+50万 1億円を超える場合 1%+150万	
行政事件	14 行政事件等	着手金 1の着手金の額の3分の2	着手金は、5万円を最低額とする
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1 ※審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。	行政事件等とは、行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件をいう。

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

事件等	報酬の種類	報酬の額		備考
刑事事件	1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な事件	着手金	30万円以上50万円以下	
		報酬金	起訴前の不起訴	30万円以上50万円以下
			起訴前の求略式命令	上記の額を超えない額
			起訴後の刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
			起訴後の求刑された刑が減輕された場合	上記の額を超えない額
	2 起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	着手金	30万円以上	
		報酬金	起訴前の不起訴	30万円以上
			起訴前の求略式命令	30万円以上
			起訴後（再審事件を含む）の無罪	50万円以上
			起訴後の刑の執行猶予	30万円以上
			起訴後の求刑された刑が減輕された場合	軽減の程度による相当な額
			起訴後の検察官上訴が棄却された場合	30万円以上
	3 再審請求事件	着手金	30万円以上	
		報酬金	30万円以上	
	4 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件	着手金及び報酬金	依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。	
	5 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続	着手金	30万円以上	
		報酬金	30万円以上	
少年事件	1 少年事件		少年事件の内容	
		着手金	1 身柄が拘束されている事件	30万円
			2 身柄が拘束されていない事件	20万円
			3 抗告、再抗告及び保釈取消事件	20万円
			少年事件の結果	
		報酬金	1 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	
				事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、左記に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、1を準用する。 家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。 着手金及び報酬金の算定につき、非行事実争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができる 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

少年事件		2 身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円	送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。
		3 在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円	

事件等	分類	手数料額	備考
裁判上の手数料	1 証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本 20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	2 即決和解 (本手数料を受けたときは契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+22万 3億円を超える場合 0.3%+82万
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2, 5, ないし7により算定された額
	3 公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
	4 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上10万円以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	5 簡易な家事審判(家事事件手続法別表第1に掲げる事項についての家事審判事件で事案簡明なもの。)		10万円以上20万円以下
	1 法律関係調査(事実関係調査を含む。)	基本	5万円以上20万円以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの 5万円以上10万円以下
			経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの 10万円以上30万円以下

		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基本	300万円以下の場合 10万円
			300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万
			3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万
			3億円を超える場合 0.1%+88万
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	3万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	5万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
4 任意後見契約又は任意代理契約	任意後見契約又は任意代理契約締結に先立って行う依頼者の事理弁識能力の有無及び程度、財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護に当たって把握すべき事情等の調査	基本	5万円以上20万円以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	任意後見契約締結後から当該契約が効力を生ずるまで、又は任意代理契約締結後から当該契約に基づく財産管理が開始されるまでの間になされる訪問による面談	一訪問につき5千円以上3万円以下	

裁判外の手数料

	委任事務の処理	任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務（依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ）の処理	月額5千円以上5万円以下	
		基本的委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万円以上10万円以下
			裁判手続等を要する場合	本規程の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額
5 遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下	
	非定型	基本	300万円以下の場合	20万円
			300万円を超え3000万円以下の場合	1%+17万
			3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+38万
			3億円を超える場合	0.1%+98万
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。	
6 遺言執行	基本	300万円以下の場合	30万円	
		300万円を超え3000万円以下の場合	2%+24万	
		3000万円を超え3億円以下の場合	1%+54万	
		3億円を超える場合	0.5%+204万	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額		
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。		
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額		
		1000万円以下の場合	4%	
		1000万円を超え2000万円以下の場合	3%+10万	
		2000万円を超え1億円以下の場合	2%+30万	
		1億円を超え2億円以下の場合	1%+130万	

		2億円を超え20億円以下の場合	0.5%+230万
		20億円を超える場合	0.3%+630万
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。	
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円とする。	
8 株主総会等指導	基本	30 万 円 以上	
	総会等準備も指導する場合	50 万 円 以上	
9 現物出資等証明（会社法33条第10項等に基づく証明）		1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮し、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。	
10 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%	

顧 問 料	
事業者	月額5万円以上
非事業者	年額6万円（月額5000円）以上
日 当	
半日（往復2時間～4時間まで）	1万円以上3万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	3万円以上7万円以下